

コンプライアンスの取組について

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるとともに、職員が一丸となって「挑戦する風土・学習する組織」を目指すため、現在知事と本庁各課職員との意見交換を行っていますが、より多くの職員の意見を取組に反映するため、下記のとおり取り組むこととします。

記

1 各所属における会議等への知事の参加について（対象所属の拡大）

（1）概要

- ・現在、本庁各所属が開催する各種会議に知事が参加し、職員と意見交換を行っていますが、対象所属を拡大し、地域機関（数か所）を追加します。
- ・意見交換のテーマ（案）
コンプライアンスを自分事と捉えるための方策
挑戦し学習する組織とするための方策 等

（2）実施時期及び対象所属

- ・対象所属は各部局と調整のうえ決定します。
- ・年度内を目途に実施します。

2 庁内メールによる意見募集について

（1）概要

- ・職員から知事へ、庁内メールにより直接意見を述べる機会を設けます。
- ・意見募集のテーマ（案）
上記1（1）と同様

（2）対象者、実施方法等

- ・全職員を対象とします。
- ・職員は、テーマに関する意見を庁内メールにより知事へ直接伝えます。
- ・意見を記載するための様式は定めず、メール本文に直接記載します。
- ・メールの文末に、所属名・職名・氏名及び電話番号を明記します。

3 今後の予定

- | | |
|----------|--------------|
| 9月中旬～ | 上記取組の実施 |
| 9月18日（水） | 議会全員協議会 |
| | ・上半期の取組状況を報告 |

不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けた取組状況について（案）

1 主な取組内容

再発防止策	具体的取組	実施時期	取組の趣旨等				
外部視点の導入	◆コンプライアンス懇話会の開催	平成 31 年 1 月 令和元年 9 月	三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からのチェックを受け、取組のブラッシュアップを図る。				
全庁的な推進体制の強化	◆コンプライアンス推進会議の開催 ◆組織マネジメントシート記載区分の見直し ・「コンプライアンスの徹底」の区分を新設 ・「高い倫理意識の確保」と「適切な事務処理の実施」の項目について、具体的な取組内容や目標を記載。 ◆知事と本庁次長級以上の職員との個別面談	令和元年 5 月 8 月 平成 31 年 3 月 令和元年 5 月～6 月	職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透するよう、全庁的な推進体制を確立する。 (1) コンプライアンスの徹底 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">取組内容・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高い倫理意識の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	取組内容・目標	高い倫理意識の確保	
区分	取組内容・目標						
高い倫理意識の確保							
職員一人ひとりの意識の向上	◆管理職員人事評価基準の見直し ・再発防止策の内容を反映するよう、管理職員特別勤務評定の評価項目の見直し ◆「コンプライアンス宣言」に署名 ・職員一人ひとりが「自分事」としてコンプライアンスに取り組むきっかけとするため、所属単位でコンプライアンス宣言に署名、職場等に掲示。 ◆コンプライアンスミーティングの実施 ・コンプライアンスを「自分事」として取り組むために心がけること、行動に移すことなどについて意見交換を実施。 ◆「私のコンプライアンス宣言」を記載 ・クレドカードに「私のコンプライアンス宣言」を記載する欄を設け、職員一人ひとりが自ら考えた宣言を記載。 ◆知事と一般職員との意見交換	平成 31 年 3 月 平成 31 年 4 月 令和元年 5 月～6 月 令和元年 5 月～6 月 令和元年 7 月～	職員一人ひとりが、なぜコンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのかを「自分事」として捉え、取り組めるよう意識の向上を図る。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="color: green; font-weight: bold;">三重県職員クレドカード</p>  </div> <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="color: green; font-weight: bold;">コンプライアンス宣言</p> <p style="font-size: small;">私たちは、自らの行動が県政に対する県民の皆さんの信頼に影響を与えることを常に認識し、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことにより、県民の皆さんの信頼に添えていくことを誓います。</p> <p style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block; color: green; font-weight: bold;">私のコンプライアンス宣言</p> </div> </div>				
職員の事務処理能力の向上	◆新任所属長研修、新任班長（課長）研修の充実	令和元年 5 月（所属長） 令和元年 8 月（班長）	職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、業務に関する職員研修を充実強化する。				
的確な業務の進め方の徹底	◆公文書管理条例の制定 ◆内部統制制度の導入	今後実施予定	公文書管理の徹底や意識を高めるため、三重県公文書管理条例（仮称）を制定する。 事務の適正な執行を確保するため、地方自治法に基づく内部統制制度を導入する。				

2 令和元年度上半期の取組結果

取組結果	今後の取組方向
<p>県民の皆さんからの信頼回復に向けて、コンプライアンスを推進するための体制を強化し、職員一人ひとりが「自分事」として捉え、意識を高めるための取組等を進めてきましたが、今年度に入ってから不適切ない事務処理事案が発生していることから、県庁内の全所属に組織風土として定着していくよう、引き続き取組を進めていく必要があります。</p> <p>【コンプライアンス懇話会（9月4日開催）における主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策は、あらかじめその効果を検証するとともに、時間や人員等に限りがあることを踏まえ、優先順位を設定したうえで実施する必要がある。 ・複雑かつ多様化する業務に対応するためには、研修等により職員の能力を高めるとともに、職員の能力を最大限活用する組織マネジメントを行う必要がある。 ・風通しの良い、職員が生き生きと仕事ができる職場づくりが重要であり、業務を「見える化」し、コミュニケーションをとりながら仕事を進めることが重要である。その結果、県民の視点で取組の効果があがっているのかを確認する必要がある。 	<p>コンプライアンス懇話会で出された意見を踏まえ、平成 31 年 3 月に策定した『不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて』において、「当面の重点的事項」としている再発防止策のうち、「職員一人ひとりの意識の向上」や「事務処理能力の向上」については、引き続き、コンプライアンスミーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざして取り組みます。</p> <p>また、「的確な業務の進め方の徹底」については、公文書管理を条例化するとともに、令和 2 年度から運用を開始する内部統制制度の体制整備、運用方針の策定に取り組みます。</p>

県教育委員会における不祥事根絶の取組

取組項目	実施時期	取組の趣旨・具体的内容等
◆研修用事例シートの作成	令和元年5月～	<ul style="list-style-type: none"> 過去の「児童生徒へのわいせつ行為」、「飲酒運転」、「体罰」、「個人情報の紛失」の事例について、事例が起こるまでの経過をたどり、問題の根本の分析や対応策の検討を行ったものを研修用資料（シート）として作成し、5月に県立学校への配布を行った。 事例シートを活用して、各学校においてコンプライアンス・ミーティングなどを実施し、教職員一人ひとりに各事例に至った原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設ける。
◆SNSの使用のあり方についてのルール策定	令和元年7月～	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒とのSNS等が不祥事のきっかけとなっていたこともあったことから、SNS等の使用のあり方について、ワーキング・グループにて検討を重ね、「県立学校における教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」を作成し、7月に県立学校への配布を行った。 県立学校において、職務に関すること以外の連絡を絶対に行わないこと等を全職員に周知するとともにSNS等の適切な取扱いについて徹底する。
◆県立学校長による学校における行動計画の策定・実行	平成31年2月～	<ul style="list-style-type: none"> 各県立学校の特性や課題をふまえ、校長が「信頼される学校であるための行動計画」を策定し、自校の不祥事根絶に係る取組やよりよい職場づくりの取組を進める。 各校の行動計画は、5月に全県立学校で共有するとともに、各校においてPTA総会等で保護者への説明を行った。 各校の行動計画は期首面談等の場を用いて、取組状況を校長から聴き取り、進捗状況の確認と必要な助言を行う。
◆初任者研修および年次別研修の充実	平成31年4月 (初任者研修) 令和元年5月 (年次別研修)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回初任者研修等において、コンプライアンスについての研修を実施し、教員になるにあたっての決意や心構え、信頼される教職員であるために心がけていくこと等を記載したレポートを提出させ、教員としてあるべき姿を改めて考えさせる機会を設けた。
◆管理職選考試験における取組	令和元年5月～	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまで実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させた。 昇任後は提出された事前論文を用いて、新任管理職研修にて振り返る機会を設ける。
◆校長による教職員面談・相談	年間を通じて 随時	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援する。

○ 令和元年度上半期の取組結果

取組結果	今後の取組方向
<p>平成31年1月に「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」を策定し、学校教育に対する信頼確保および不祥事の根絶の取組を進めてきたが、不祥事根絶に向け、引き続き教職員一人ひとりに対して、粘り強く訴えかけ取り組んでいく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、現在進めている各種取組については、引き続き教育委員会と県立学校との協力のもと、不祥事の根絶に徹底して取り組む。 県立学校長会議をはじめ、各種会議や研修等のあらゆる機会をとらえて服務規律の確保を依頼し、不祥事の根絶について教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図り、教職員の一層の資質向上に努める。 また、小中学校においては、各市町等教育委員会に対し、県教育委員会の取組をふまえ、教職員の不祥事を根絶させるという共通認識のもとそれぞれが主体的な取組を進めるよう、引き続き働きかけていく。

不適正な事務処理の是正状況とコンプライアンスの徹底に向けた取組状況**1 不適正な事務処理の是正状況****(1) 障がい者の雇用状況**

法定雇用率を充足する障がい者の雇用を確保するとともに、職場定着に向けた取組を推進中

(2) 施設の法定点検実施状況

法定点検未実施に係る対象施設 106 施設全てについて、平成30年12月までに安全性を点検・確認（令和元年度からは、業務委託により計画的に実施）

(3) 構造基準不適合ブロック塀の改修状況

改修対象の129施設（130か所）に係るブロック塀について、令和元年7月31日現在、改修完了63施設（64か所）、工事発注48施設（48か所）、売却1施設（1か所）

※ 残る17施設（17か所）についても令和元年度中に対応完了予定

2 コンプライアンスの徹底に向けた取組状況**(1) 職員に対する意識付けの徹底**

- 全所属における幹部による職員に対する個々面接の実施（4月～5月）
- 警察署長会議、警察署課長会議における警察本部長訓示等（5月、6月）
- 全所属における自主点検の実施（3月～）

※ 対象所属を警察署から警察本部所属を含む全所属に拡大

※ 重点点検項目は、業務上の非違事案、不適正事案につながりやすい「公文書関係」「ハラスメント」「情報漏えい」及び「行政事務手続」（新設）

(2) 身上指導の徹底

- 職員の身上指導をより効果的・効率的に行うための「身上指導管理システム」の導入（6月）

(3) 職務倫理教養の徹底

- 三重県警察学校の全ての教養課程における「職務倫理」（教授科目）の実施（4月～）

(4) 教養資料の見直し

- 「三重県警察職員モラル集」の全部改訂（4月）
- 「失敗リカバリー教本」の全部改訂（5月）

(5) 部門横断的な情報共有・検討の実施

- 監察・業務指導担当者会議の開催（5月、7月）